平成２８年１２月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２８年１２月９日（金）午前９時３０分から午前１０時０５分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番　　小畠　裕司
２番　　熊丸　　渡
３番　　田中　博己
５番　　荒巻　利三
６番　　野口　俊夫
７番　　松永　一完
８番　　眞崎　萬次
９番　　池田　久生
１０番　　久良木勝昌
１１番　　真辺　恵子
１２番　　松永　靜義
１３番　　古賀　良隆
１４番　　池田　英昭
１５番　　野口　壽格
１６番　　水落　　愃　　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　石川　　剛

７．議事内容

１．議事
１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　みなさん、おはようございます。
昨日開会されました大木町の12月定例議会におきまして、農業委員の定数が来年の７月からは１８名ということで決まったところでございます。今までは選挙によって農業委員がほとんど決まっておりましたが、今度からは町長の任命ということでございまして、公募が主体となっておりますので、皆さん方をはじめ、多くの方々が公募され、町長が悩まれるように人数が多くなればと思っているところでございます。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の全員が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。
では、ただいまより、１２月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。
本日の議事録署名人を、１番委員の小畠委員、２番委員の熊丸委員にお願いいたします。

早速議案に入りたいと思います。議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番と整理番号２番は関連がありますので、一括審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員　　はい。

議　長　　それでは事務局、朗読説明をお願いします。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の意見につきましては、整理番号1番と2番が関連しております

	ので代表して松永一完委員にお願いいたします。
松永一完委員	この件につきましては、以前から〇〇さんから農地がほしいと言われておりました。〇〇さんはアスタラビスタの反対側にあります株式会社〇〇の次男でございます。兄が会社を継ぐということで、弟の方には農業をということで母親が熱心に勧められておりまして、本人も農業に興味を持っておられました。〇〇さんは八女の方で農業をされておりまして、〇〇さんがそこへ手伝いに行っていたということです。高橋の農地については、先ほど利用権の関係で解約されておりました〇〇さんに作っていただいていたということで、八女の方まで毎週日曜日に行っていたということで、とても興味があるので農地がほしいと話がありました。農地が３反ぐらいしかなく、下限面積で買うことができませんので周辺農地を当たっておりましたら、〇〇〇〇君が大藪分を全部処分したいということでしたので、渡りに船という形でここを相談するということで話を進めたところでございます。問題はあまりないと思います。毎日〇〇に務めてありますので、距離的には南に６００ｍと西に２００ｍぐらいの位置にあるかと思いますので、よろしく検討をお願いします。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
田中委員	よろしいでしょうか。
議　長	はい、田中委員。
田中委員	〇〇〇〇〇さんの年齢と、今回農業経営を開始されるということで、新規就農者という対象となるのでしょうか。
議　長	では事務局お願いします。
事務局	まず〇〇〇〇〇につきまして、年齢は４９歳でございます。もちろん新規就農者ということにはなりますけども、認定新規就農者になって青年就農給付金ということで年間１５０万円国からの助成がある制度がございますけども、これが４５歳未満となっておりますので、〇〇さんにつきましては４９歳でございますので、この制度は適用できないということでございます。
田中委員	中高年といいましょうか、４５歳以上の方への助成もあるでしょう。
議　長	事務局お願いします。
事務局	田中委員さんからご質問いただいているのは、新規就農者の範ちゅうの中で青年就農給付というのが先ほど説明したように、４５歳未満の方についてはもちろん対象になるということですけども、中高年の方ももちろん新規就農の範ちゅうに入りますが、現在、国の制度の中でそのような給付はございません。
議　長	田中委員よろしいでしょうか。

田中委員	分かりました。
松永一完委員	よろしいでしょうか。
議　長	では松永委員。
松永委員	○○○○○さんは会社員となっておりますが、会社役員になっていらっしゃいますので、かなりの報酬をもらってあると思いますので、給付金は全く問題ないと思います。
議　長	他にございませんか。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 整理番号１番及び整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、整理番号１番及び整理番号２番を承認することに決定いたします。 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） こちらの農地につきましては、第１種農地ということですけども、集落接続ということで転用の例外規定に当たります。昨年も隣接農地が転用されておりますし、道路と水路を挟んだ南側につきましては中村地区の集落となっておりますので、宅地が連たんしている状況となっております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の熊丸委員の意見をお願いいたします。
熊丸委員	７日に事務局２名と小畠委員と現地調査に行きました。今事務局が言われたとおり何ら問題ないと思いますので、慎重審議をよろしくお願いします。
議　長	つづいて、地元委員の野口壽格委員の意見をお願いします。
野口壽格委員	ただ今事務局並びに現地調査委員の報告の通りで、周囲の状況から見ても何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議　長	現地調査並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんでしょうか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１２月１５日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）
（　利用権設定関係　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

眞崎委員　　はい。

議　長　　はい、眞崎委員。

眞崎委員　　ちょっとお伺いしたいのですが、〇〇〇〇〇さんが借りてある農地はたぶん７反ぐらいあったかと思いますが、今度〇〇さんに耕作権を移譲した場合、〇〇〇さんの面積が少なくなるわけですが、その点は大丈夫でしょうか。

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　８ページの備考欄に絵下古賀７の１と７の２の面積を記載しており、７の１が５，３５５㎡の内の３，０００㎡、それから７の２につきましては２，９２１㎡の内の１，２６０㎡を今回借受けることになっておりまして、〇〇さんが借りる４，２６０㎡を２筆の合計面積から引くと４，０１６㎡残るということになりますので、下限面積の４反はクリアする状況でございます。

議　長　　事務局から補足説明をいたします。

事務局　　下限面積４反の部分でございますけども、耕作権を持ったり所有権を持ったりする時の権利設定要件でございます。当然面積が減っていくということはございますので、その点での下限面積というのは特段ないかと思います。高齢になり経営規模を縮小されたりすることはございますので、当初始める際の要件としての下限面積ということで、実際に耕作権を持つに当たって本当に農業をするのかというところが問題になる部分かと思いますので、その辺は参考程度に説明しておきます。

眞崎委員　　下限面積を割っても大丈夫ということですか。

事務局　　そうですね、例えば認定農業者を受けている方がその更新をするということであれば、また別になってくると思いますが。

議　長　　よろしいでしょうか。

眞崎委員　　はい、ありがとうございました。

議　長　　ほかにございませんか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　他に意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。